

令和5年かすみがうら市告示第46号

かすみがうら市地域活性化起業人（企業人材派遣制度）実施要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市地域活性化起業人（企業人材派遣制度）実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日付け総行応第78号）に基づき、地域独自の魅力や価値の向上、本市へのひとの流れを創出するため、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）の実施に関して、その適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 地域活性化起業人 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有す

る企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含み、入社後2年未満の者及び、企業等からの派遣の際現に本市の区域に勤務する者を除く。)であつて、継続して本市に派遣され、地域活性化、定住促進及び本市への人の流れを創り出すことを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、地域課題解決につながる業務に従事する者をいう。

(2) 派遣元企業 地域活性化起業人を本市に派遣する民間企業等をいう。

(職務)

第3条 地域活性化起業人は、地方創生の推進に関する取組その他目的達成に資する取組への助言等に当たるものとする。

(協定の締結)

第4条 市長と派遣元企業の代表者は、地域活性化起業人の身分及び派遣等に関し必要な事項について、当該告示に定めるもののほか、市と派遣元企業との協議のうえ協定書により定めるものとする。

(委嘱と配属先)

第5条 地域活性化起業人は、派遣元企業で得たノウハウ及び知見を生かし業務遂行できる経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 地域活性化起業人の配属先、職務内容及び勤務場所は、市と派遣元企業との協議のうえ定めるものとする。

(受入期間)

第6条 派遣元企業から地域活性化起業人を受け入れる期間(以下「受入期間」という。)は、6月以上とし最長3年まで延長することができる。

2 受入期間を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

(給与及び経費負担等)

第7条 地域活性化起業人に対する給与、社会保険及び経費負担等については、派遣元企業と市との協議のうえ定めるものとする。

(勤務時間等)

第8条 地域活性化起業人の勤務時間、休憩時間、休日及び年次有給休暇等の勤務条件については、市と派遣元企業との協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第9条 地域活性化起業人が市の業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、派遣元企業の規定に基づき派遣元企業が処理するものとする。

(解嘱)

第10条 市長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (2) 派遣元企業の都合により業務を継続できなくなったとき。
- (3) 心身の故障のため業務遂行が困難であると認められるとき。
- (4) その他地域活性化起業人として、必要な適格性を欠くと認められるとき。

(守秘義務)

第11条 地域活性化起業人は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。